

埼玉県農業大学校寮生活委員会会則

(名 称)

第1条 本会は、埼玉県農業大学校寮生活委員会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、埼玉県農業大学校寮生活規程第5条に基づき、埼玉県農業大学校寮（以下「寮」という。）のA棟、B棟、C棟（以下「各棟」という。）の入寮者全員で組織し、寮運営を円滑に行うことを目的とする。

(役割及び会議の開催)

第3条 本会は、寮運営に関する必要な事項について、埼玉県農業大学校長と協議の上決定する。

- 2 本会は、総会を5月に行い、必要に応じて、寮全体会議を開催する。
- 3 総会においては、寮運営についての申合せを行う。
- 4 寮全体会議においては、寮運営についての協議を行う。

(役員を選出)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 各棟1名
 - (3) 清掃委員 各棟1名
 - (4) 生活委員 各棟1名
- 2 役員は、入寮者の中から選出し、校長が任命する。
 - 3 役員の任期はおおむね1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、入寮者を代表し、埼玉県農業大学校及び寮生活指導員の協力のもとに、寮全体の運営を統括する。

- 2 副委員長は、寮の各棟を代表し、棟の寮運営を統括する。
- 3 清掃委員は、寮内の清掃及び寮周辺の環境整備について、企画、運営、調整を行う。
- 4 生活委員は、寮の生活用品及び日常薬の管理を行う。
- 5 毎月1回役員会を開催し、寮の運営について検討を行う。

(班の編成)

第6条 共有スペース単位の入寮者で班を編成する。

- 2 班と役員との連絡調整を行うため、班長を置く。必要により、班長と役員との連絡会議を開催する。
- 3 班長は、班員の互選により選出する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は別に定める。

附則1 この会則は平成16年4月1日から適用する。

附則2 平成20年2月25日 一部改正。

附則3 平成27年2月18日 一部改正。